



Title	国王自由人学説とその問題点（一） - 中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ -
Author(s)	石川, 武
Citation	北大法学論集, 12(2), 1-46
Issue Date	1961-12-12
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16012
Type	bulletin (article)
File Information	12(2)_p1-46.pdf



[Instructions for use](#)

国王自由人学説とその問題点 (一)

—— 中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ ——

石 川 武

目 次

はじめに

主要文献略語表

第一章 概括的序論

第一節 国王自由人の国制史的位置

第二節 国王自由人学説の学説史意義

第二章 ゲルマン時代における豪族支配体制とタキトゥスの自由人

第一節 問題の提起

第二節 タキトゥスの自由人における自由の根拠

第三節 タキトゥスの自由人の社会的存在形態(以上本号)

第三章 諸部族の形成と豪族支配体制・部族太公制・軍隊王権(以下次号)

第四章 諸部族法典の人命金秩序——完全自由人と国王自由人

第五章 メーロヴィンガーの軍制——「ロマーンヌス」・「レウデース」をめぐる問題

第六章 国王自由人の組織——国王自由人とツェンテナ・王領地と国家領

第七章 国王自由人・グラーフシャフト・豪族支配領域

第八章 国王自由人の概念とその歴史的展望

あとがき

はじめに

本稿は、もともと、久保正幡教授を代表者とする総合研究『西洋中世前期国制史の基礎的諸問題』の「総括報告」として準備され執筆された報告原稿に、若干筆を加えて成ったものである。その概要は、昭和三十六年九月三日・四日の両日支笏湖でおこなわれた第四回総合研究会において報告された。

この総合研究は、ドイツにおける新学説——ここではそれを「国王自由人学説」とよぶ——の出現によって、中世初期ヨーロッパ国制史の全面的・抜本的な再検討が要請されつつある、という認識にもとづいて出発した。昭和三十五年度中に、三回にわたって総合研究会を開き、五つの報告とそれをめぐるかなり立入った討論がおこなわれた。その間に、各参加者の問題関心についての相互理解は大いに深められたが、一方では、参加者のあいだにおいてさえ、新学説に対する理解の仕方がかなりくいちがっているということも明らかになった。そこで、昭和三十六年度においては、総合研究の成果をまとめるためにも、新学説の全容とその問題点を明らかにし、それに沿って、当初比較的大まかな見当だけついていた分担課題を、より厳密に、またより統一的な視角から設定しなおすということが必要になった。そのために、前記第四回研究会においては、これまで新学説の側から提出された全体像への手がかりとしてほとんど唯一のものといえる。ボーズルの概説とマイヤーの論文をテキストにして（後掲・文献、リスト参照）新学説の内容とその問題点を明らかにしつつ分担課題の設定に資する、という任務が、「総括報告」に課せられ、代表者久保教授からその担当者として私が指名されたのである。

しかし、その指名を受けてから報告の日まできわめて短かい時日しかなく、しかも、総合研究に加わっておられる諸先生・諸先輩をさしおいて、私ごとき若輩が右のような大任をお引き受けすることはいかにも心許なかったので、七月半ばから三週間あまりのあいだ急遽上京し、久保教授ならびに直居淳氏とかなり突っこんだ打ち合わせをおこなった。そうして「総括報告」においてとり上げるべき問題点ならびにそのとり上げ方については、大まかなイメージが浮び上るところまでこぎつけることができた。本稿の原型は、それにもとづいて一ヶ月足らずのあいだに作製されたものであり、多くの点で意に充たない点を残してはいるが、本稿をともかくもこのような形にまでまとめることができたのは、終始変らぬ久保教授の御鞭撻と、直居氏による数々の貴重な示唆によるものである。ここに記して心からの謝意を表するとともに、本稿の多くの点で、直接・間接に、もと直居氏のアイデアであったものが活かされていることをお断わりしておきたい。

九月三日・四日の第四回総合研究会においては、この「総括報告」にもとづいて討論がおこなわれた。ここでは、とりわけ世良晃志郎教授から、多くの点について御批判をいただくことができたが、その中には、私としても根本的に問題を考えなおさねばお答えできないものもあった。しかしともかくも、この「総括報告」の線に沿って比較的スムーズに分担課題の設定・分担がおこなわれ、半年後に、各自がその成果をひき上げて再会することになった。第四回総合研究会は合宿形式でおこなわれたので、「総括報告」には時間的制約が課されず、私は三日・四日の両日にわたり、都合五時間に及ぶ報告をおこなうことができた。そうして、各自分担課題の研究を進める便宜のため、「総括報告」ならびにそれをめぐる討論は、速記録の形におす暇さえも惜しみ、直ちにテープに録音して総合研究参加者の手許に配布することになった。しかし、そうした異例の時間を与えられたにもかかわらず、必ずしもすべての論点にわたって十分に論旨を展開できなかったもので、録音テープの作製と並行して、私の報告原稿をとり急ぎ印刷に付することが望ましい、とされた。多くの箇所において未整理の点。不確かな点を残したまま本稿を公表することはきわめて残念であるが、「総括報告」の趣旨からいえば、本稿はもともと分担課題の進展に資することを最大の任務としている。本稿の最終的仕上げは、むしろわれわれの総合研究の完成を意味するであろう。ここに思い切って本稿を公表し、単に総合研究の参加者のみならず、ひろく大方の御批判を仰ぎたい、と決心したゆえんである。

是非はじめに述べておきたいことがもう一つある。それは、テオドル・マイヤー教授とならんで、ドイツ新学説の創設者であり最大の支柱でもあったハインリッヒ・ダンネンバウアー教授が、この三月十七日、心筋梗塞のため急になくられた、というかなしいニュースである。私の計算にまちがいがなければ、享年六十三歳である。不幸中の幸いでもいおうか、*„Entstehung Europas“*の第II巻の原稿はほとんど完成しており、出版元ではその出版を快諾したとのことであるから、それが教授の絶筆ということになる。ここでは、ダンネンバウアー教授の業績を総括的に評価しているゆとりはないが、あの大胆不敵な問題提起と古典学説に対する挑戦、説得的といわんよりはむしろ圧倒的ともいうべき強力な論旨の展開、それを支える膨大な史料的知识とその細心にして的確な位置づけ、しかもその背後に秘められたペシミスティックな人生観ときわめて謙虚な人柄、ダンネンバウアー教授は、その発想法と人柄において、古典学説からは最も隔ることの遠い地点に立っていたのではあるまいか。「コンスタンツの中世史研究グループ」は、その後ますます、西ヨーロッパ全体における中世史研究のセンターとしての地歩を確めつつあるように思われるが、ダンネンバウアー教授のきびしい、時にあまりにもきびしすぎる論理、ないし自己抑制、そうしてそれにもかかわらず、つねに古典学説に代る何らかのテーゼを提出しようとする激しいまでに積極的な意欲、いま「コンスタンツの中世史研究グループ」からそうした個性が永遠に失われたことは、まことにかけがえのない打撃であると思われる。マイヤー教授が、この五月、コンスタンツの学会で述べた追悼の辞も、心なしかしめりがちであり、昭和三十二年十一月の同じ学会で、その直前に六十歳の誕生日を迎えたダンネンバウアー教授に対して、マイヤー教授が述べた祝辞——私はそれをじかに聞く機会に恵まれた——にくらべると、些か精彩を欠いていると言わざるをえない。かけがえのない共同研究者・親友を失ったマイヤー教授の衝撃のほどが偲ばれるのではあるまいか。以下の報告においてもしばしばダンネンバウアー教授の所説にふれなければならないが、私は、はじめに同教授の逝去に対する心からの哀悼の意を表するとともに、とりあえずこのささやかな報告を同教授の霊前に捧げたい。(なお、「コンスタンツの中世史研究グループ」、その中でダンネンバウアー教授が占めていた地位、マイヤー教授とダンネンバウアー教授の学問的であい、などについては、「法制史研究」九の拙稿を御参照いただければ幸いである。)

主要文献略語表

- ボースル『テキスト』K. Bosl, Staat, Gesellschaft, Wirtschaft im deutschen Mittelalter, in: „Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte,“ 8. Aufl., hrsg. v. H. Grundmann, Bd. 1: Frühzeit und Mittelalter, 1954.
- ボースル『ドイツ史事典』, „Sachwörterbuch zur deutschen Geschichte,“ hrsg. v. H. Rössler und G. Franz, (1956〜) 1958 じ
ボースルが執筆した諸項目。
- ボースル『古ドイツの自由』ders., Die alte deutsche Freiheit. Geschichtliche Grundlagen des modernen Staates. Unser Geschichtsbild 2, 1955.
- ボースル『自由と不自由』ders., Freiheit und Unfreiheit. Zur Entwicklung der Unterschichten in Deutschland und Frankreich während des Mittelalters. VSWG 44, 1957.
- ダンネンハウアー『論文集』H. Dannenbauer, Grundlagen der mittelalterlichen Welt, 1958. (以下のダンネンハウアーの諸論文は、すべて、この論文集の中に収められており、本稿における引用はそれによるが、念のため、各論文ははじめて公けられた年を明らかにしておく。)
- ダンネンハウアー『八世紀末の村』ders., Fränkische und schwäbische Dörfer am Ende des 8. Jahrhunderts, 1938.
- ダンネンハウアー『ガロ・ローマ人の法的地位』ders., Die Rechtsstellung der Gallorömer im fränkischen Reich, 1941.
- ダンネンハウアー『ゲルマン時代の豪族支配体制』ders., Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen. Grundlagen der deutschen Verfassungsentwicklung, 1941.
- ダンネンハウアー『アンデルトンシャフト』ders., Hundertschaft, Centena und Huntari, 1949. (但し、この論文は、一九四三年に既に完成し印刷される予定であったが、戦災のため、二度までもその紙型が焼失し、ようやく一九四九年になってから Historisches Jahrbuch, Bd. 62/69 (合併号) に発表されたものである。また、最初この Historisches Jahrbuch に発表されたものを、『論文集』に収録するに当って、ダンネンハウアーはかなり大幅な敘述の変更をおこなっている。これは、他の論文には見られないものであって、注意を要する。)
- ダンネンハウアー『カールリンガーの軍隊』ders., Die Freien im karolingischen Heer, 1954.

- ダンネンバウアー『馬の語源』—ders., Paraveredus-Pferd, 1954.
- ダンネンバウアー『アレマニエ人の住民』—ders., Bevölkerung und Besiedelung Alemanniens in der fränkischen Zeit, 1954.
- ダンネンバウアー『フライグラーフンシャフト』—ders., Freigrafschaften und Freigerichte, 1955. (但し、この論文は、一九五三年秋のマイナウ学会で報告されている。)
- ダンネンバウアー『ミニストラリアーレンの起源』—ders., Königsfreie und Ministerialen, 1958.
- マイヤー『ホキスト』—Theodor Mayer, Der Wandel unseres Bildes vom Mittelalter. Stand und Aufgaben der mittelalterlichen Geschichtsforschung, Blätter für deutsche Landesgeschichte, 94. Jg., 1958.
- マイヤー『論文集』—ders., Mittelalterliche Studien, 1959. (以下三篇の論文は、いずれもこの中に収められており、本稿における引用はそれによる。年号は、ダンネンバウアーの著書と同じように、はじめに公表された年を示す。)
- マイヤー『王権と自由』—ders., Königtum und Gemeindefreiheit im frühen Mittelalter, 1943.
- マイヤー『フンデルトシャフト』—ders., Staat und Hundertschaft in fränkischer Zeit, 1952.
- マイヤー『自由農民』—ders., Bemerkungen und Nachträge zum Problem der freien Bauern, 1954.
- マイヤー『国王自由人』—ders., Die Königsfreien und der Staat des frühen Mittelalter, in „Vorträge und Forschungen,“ Bd. II: Das Problem der Freiheit in der deutschen und schweizerischen Geschichte, 1955. (但し、これは、もともと前記一九五三年秋のマイナウ学会の報告である。)
- マイヤー『カール朝時代』—ders., Staatsauffassung in der Karolingerzeit, HZ. Bd. 173, 1952. (なお、この論文は一九五四年秋のマイナウ学会の報告を集めた „Vorträge und Forschungen,“ Bd. III: Das Königtum. Seine geistigen und rechtlichen Grundlagen, 1956. に再録されている。本稿における引用は後述による。)
- マイヤー『エルクンギのあひだ』—Nachwort zur 2. Auflage von H. Hirsch, Die hohe Gerichtsbarkeit im deutschen Mittelalter, 1958.
- シュレーンガー『フンデスクルンシャフトの形成』—W. Schlesinger, Die Entstehung der Landesherrschaft. Untersuchungen vorwiegend nach mitteldeutschen Quellen, 1941.
- シュレーンガー『国王選挙』—ders., Die Anfänge der deutschen Königswahl, ZRG. GA. 66, 1948.
- シュレーンガー『従士制』—ders., Herrschaft und Gefolgschaft in der germanisch-deutschen Verfassungsgeschichte, HZ.

Bd. 176, 1953. (なほ、この論文は、現在、若干の補筆を施されて、"Wege der Forschungen," Bd. II: Herrschaft und Staat im Mittelalter, hrsg. v. H. Kampf, 1956. に収められている。本稿における引用は後者(249))

シュレーンガー『軍隊王権』—ders., 'Über germanisches Heerkönigtum, in "Vorträge und Forschungen," Bd. III (前記) —ヤー『カールリンガー時代の国家観』の項参照), 1956.

増田四郎『論文集』『西洋封建社会成立期の研究』、一九五九年。

世良晃志郎『フンデルトシャフト』『フンデルトシャフト研究の新動向』、「法学」二二の一〜四、一九五八年。

『速記録Ⅰ』昭和三十五年四月下旬、本郷学士会館においておこなわれた第一回総合研究会の速記録。「この研究会における報告者は世良教授、テーマは増田教授の前掲『論文集』の書評であったが、それはのちに『史学雑誌』六九の六(一九六〇年)に掲載された。なお、ついで十月下旬、関西学院大学において、第二回総合研究会がおこなわれ、直居淳氏が木村尚三郎氏の『封建制社会の理論的諸問題』(『歴史学研究』二四六、一九六〇・一〇)をとり上げたが、テープ・コーダー故障のため、速記録はない。

なお、直居氏の報告の要旨は、『一九六〇年の歴史学界—回顧と展望』(『史学雑誌』七〇の五、一九六一年)のうち同氏担当の「西洋史・中世」の項によって知ることができよう。』

『速記録Ⅱ』昭和三十五年十二月上旬、駿河台山の上ホテルでおこなわれた第三回総合研究会の速記録。(これはなお未完成の部分を残しており、通し頁が記入されていないが、本稿では現在まで配布された二冊の分に、それぞれ表紙を除いた上で通し頁を附し、その頁数によって関係箇所を指示する。私の通しナンバにまちがいがなければ、第一冊目は七五頁、第二冊目は一〇一頁で終るはずである。この第三回総合研究会においては、増田・世良・直居三氏によって報告がおこなわれた。増田教授の報告は『初期中世の村落秩序とその変貌—特にシュワールベンの事例を中心に—』(『橋論叢』四四の六、一九四〇年)にもとづいたものであり、また直居氏の報告の概要は、『ヨーロッパ封建社会』(筑摩書房版『世界の歴史』第八卷、一九六一年)におけるドイツ新学説の評価によってうかがうことができる。また世良教授の報告は前記木村論文に対する反論であるが、その要旨は「法制史研究」一二(一九六二年)に掲載されるはずである。』

第一章 概括的序論

第一節 國王自由人の國制史的位置

本稿の課題は、ドイツにおける新學說の内容およびその問題点を、できるだけ具体的に、また、それがおかれている問題関連を明らかにしつつ、總括的に整理することであるが、個別的な問題にとりかかる前に、國王自由人の概念ないしその國制史的位置について、概括的に把握しておくことが望ましい。わが国ではその点に關し、既に世良教授によつてすぐれた紹介がなされているが、そこでは必らずしも、さしあたりここで明らかにしておきたいと考えていることのすべてが論じつくされてはいないので、以下、主にボーゾルの『テキスト』を参照しつつ、國王自由人の國制史的位置を概観することにした。

その際、あらかじめお断わりしておかなくてはならないことが一つある。というのは、ボーゾルは、この『テキスト』の中では、まだ「國王自由人」という表現を用いてはならず、依然として「一般自由人」という表現を踏襲している、ということである。しかしながら、ここでボーゾルが「一般自由人」という名の下に敘述しているものは、その具体的内容と國制史的位置づけにおいて、現在、とりわけマイヤーの影響の下に、一般に「國王自由人」と名づけられているものと同一であり、それを古典學說における「一般自由人」と混同することは許されない。因みに、ボーゾル自身、この『テキスト』よりも後に書いたものの中では、はっきりと「國王自由人」ないし「國王の自由」という表現を用いて、『テキスト』におけるとはほぼ同趣旨の敘述をおこなっている。以上のことによつて既に、ボーゾル

の『テキスト』がきわめて過渡的な性格をしかもちえないこと、しかしそれにもかかわらず、ボーブルは基本的には新学説の立場に立つてこの『テキスト』を書いていること、をうかがうことができるであろう。⁽³⁾以下その点を、具体的に『テキスト』の中から跡づけてみたい。

(一) まず、この『テキスト』では、「一般自由人」ないし「^{ゲマインフライト}一般自由」という言葉は、ゲルマン時代に関する章(A. Die germanischen Voraussetzungen des mittelalterlichen Staates.)には現われず、フランク時代に関する章(B. Staat und Reich der Franken.)においてはじめて現われる、⁽⁴⁾ということに注意しなければならない。ゲルマン時代に關する問題は後に改めてとり上げるが^(第3)、ここではとりあえずつきのこと⁽⁵⁾を指摘しておきたい。すなわち、「原始ゲルマン時代」——「初期民族移動」が開始される紀元前五〇〇年以前の「青銅器時代」——の⁽⁶⁾ことを別にすれば、ボーブルは「ゲルマン時代」——タキトウスの時代、ならびに、フランク部族にあつては王権の確立まで、その他の諸部族にあつてはフランク王国に編入されるまでの時期——には「一般自由人」なるものは存在しないと考えているのである。従来、「一般自由人」である小農民によつて構成される共同体、と考えられてきた「マルクゲノツセンシャフト」は、ゲルマン時代に関するにはつきりとその存在を否定されており、また、従来、ゲルマン時代の「国家」における最下級の行政的・司法的区分、換言すれば、「一般自由人」の公的組織の最小単位、と考えられてきた「フンデルトシャフト」については、ゲルマン時代に関する章にその敘述を見出しえない。こうした古典的な敘述に代るものは、⁽⁷⁾「^{アーデルスヘルンシャフト}豪族支配体制」と「^{ザフオルクンシャフト}従士制」の強調であつて、われわれは、ある箇所においては、ダンネンバウアーの『ゲルマン時代における豪族支配体制』の要約を見出すことができるのである。⁽⁸⁾これを要するに、ボーブルは、ゲルマン時代については、「一般自由人」の存在そのもの、したがつてまた、「一般自由人」によつて構成される原始民主政的社会

を否定し、その代りに、「豪族支配体制」を前提している、といえよう。

(二) つぎに、ポーズルが「一般自由人」(「国王自由人」)について述べたフランク時代に關する敘述を検討したい。フランク時代に關する章では、われわれは、「一般自由人」という表現を二つの箇所において、また、實質上それに關する敘述をさらにもう一箇所において、見出すことができる。

(i) ポーズルがフランク時代の「一般自由人」について述べたのは、まず東フランク王国ないしオストフランケン地方における国家的植民との関連においてである(第三二節)。

「ライン右岸のゲルマニアにおけるフランク人による国家の建設、ならびに、東フランクの領域の定住(植民)に關する根拠のあ
る表象は、ドイツならびにフランスにおけるライヒスケイト帝國領の隙間のない研究にかかっている。征服にともなつて、フランク人は、モー
ゼル・ライン両河附近の彼らの部族領域シュタツゲビートから、定住(植民)しながら東方に向つて進出した。道路沿いに並んだハイム・オル
ト「ハイムという語尾をもつ村」とケーニヒスホーフによつて、様々な進出方向(たとえばフランクフルトからヴェルツブルクを
へてニュールンベルクへ)を認識できる、と考えられている。この地方「オストフランケン地方」において、定住(植民)と国家
組織は並行して進められた。それゆえに、ひとは、フランクの国家植民について語り、また、軍役の義務を負い・戦時にはグラーフ
の軍事罰令權に服すフランクの一般自由人を、フランクの王領地に住み、開墾地を受けとることもある植民者である、と推定した
のである。フランクのツェントは、おそらく——たとえば近世のラントクライスに似た——フランク国家の最下級の行政単位ではな
く、(ダンネンバウアーがシュタインバッハと反対にそう考えているように)王領地管理・國王のグルントヘルシヤフトの最下級の單
位であった。それは、ガリアの外部において、『征服した地方の政治的・軍事的把握、經濟的開發のための、フランクの支配權確保
のための、また国内植民のための、王權の道具として』大規模に用いられた。おそらくこのような仕方では、一地方一地方が、次第に
ケーニヒスホーフから、政治的に一つの統一体にまでまとめ上げられ、開墾によつて、定住可能な土地が經濟的・政治的に把握され

たのである。植民者の自由の法的根拠は、このばあい、開墾地における土地所有である。こうした問題のたて方の下に、フランクの「一般自由」それとともに、フランク時代の社会秩序の問題を、改めて全面的に検討することが必要である。」

ここでボーズルが述べているのは、見られる通り、主にオストフランケン地方の軍事的植民についてであるが、それはいうまでもなく、八世紀後半におこなわれたことである。ツェンテナについては、ダンネンパウアー説に拠っていることが明記されている。ボーズルは、少なくとも東フランクについては、いわゆる「一般自由人」は、この時はじめてフランク王権によつて創り出された、というのである。ここでボーズルが、オストフランケン地方における軍事的植民者の自由の法的根拠を、「開墾地」における土地所有に求めたのは、ダンネンパウアー説に拠る限り問題であり、当然「王領地」と書くべきところであるが、その点は後に再びふれるとして(第六章)、『テキスト』にいわゆる「一般自由人」が、古典学説におけるそれとは全く異なるものであり、新学説のいわゆる「国王自由人」を指している、ということは、以上の引用によつて既に明らかである。(6)

(ii) つぎにボーズルは、東フランク王国ないし、オストフランケン地方におけるグラーフシャフトとの関連において、再び「一般自由人」について述べる(第三三節)。これは、のちにとり上げるグラーフシャフトの問題(第七)にとつても、貴重な示唆を含むので、煩をいとわず、当該箇所註と合わせて、ここに引用しておきたい。

「グラーフは、たとえば後代のラントリヒターのごとき、近代の特徴をもつ行政官ではなく、彼の領域における国王の利害関係の代表者であり、とりわけ、すべての領域・すべての地方において、国王の権力の基礎である王領地の看視者である。グラーフは、彼の領域における国王の腹心であり、軍事的統率者であつて、はっきりした法規・やかましい行政法には拘束されない。彼はその活動範囲を自ら決定し、その身にふりかかってくる課題を、大部分自らの責任において処理する。そのためにはしかし、彼はその管轄領域

域^{ビト}において自分自身の権力的地位を必要とする。それを彼に与えるのはしかし、できるだけ大きなアロッドないし、ソンの所有である。オストフランケン地方におけるグラーフは、^{エグベティアイネ}《出軍》の際には、彼の領域の人民の指揮をとった。それとならんで彼は、最高の王領地管理者であり、われわれはおそらくそれを一般自由人と見なければならぬのだが、王領地にヘルマンネンとして定住している人々に対する裁判官であった。」註「グラーフ裁判所がいかなる人民層を把握したかが、解明さるべき問題として残されている。おそらくそれは、ただ《一般自由人》(ヘルマンネン)の上のみ及んだであろう。このばあい、それは、王領地における、国王の人民に対する、また、王領地に関係あるすべての所有関係の移動についての、国王裁判所であった、ということになる。このような考え方は、裁判権をもつグルトヘルシャフトが、不自由人ならびに半自由人の大部分、国家が何ら関係をもたないその隷農をグラーフ裁判所から遮断している、ということだけからでも既に、見易い道理である。」

以上もまた、「一般自由人」の名のもとに実質的には「国王自由人」を念頭におきながら、それとの関連において、とりわけオストフランケン地方の、したがってまた、とりわけカールリンガー時代の、グラーフシャフトの問題を考へようとしたものである。この種の敘述としては、ほとんど唯一のもので言つてもよいであろう。右の引用中、「それとならんで」という語句が、単にグラーフの諸々の権限の並存について言われているのか、あるいは、さらにグラーフ権力が及ぶ対象についてもそう言われているのかという問題、換言すれば、出軍の際にグラーフの指揮に服す「彼の領域の人民」と、「王領地」に住む「ヘルマンネン」『国王自由人』とが相覆うか否か、という問題は、註に述べられているグラーフ裁判権に関する新しい見解とともに、グラーフシャフトの問題を考察するにはきわめて重要な意味をもつが、ここでは問題を指摘するにとどめる。

(iii) ボーブルの『テキスト』では以上のほかにもう一箇所、「一般自由人」という名は出てこないが、内容的にはそのこと、したがってまた「国王自由人」のことが敘述されている(第三節)。これは、この節の標題にも明らかかなように、

カール、ロリンガー時代における国家観の転換に関するものである。

「カール大帝の王権はそれゆえ、もはや、単なる王族の神的系譜なし軍隊王権の発露ではなく、神によって任命され・教皇によって認証されたところの、^{アルゲマイネシユケイトツンデルクローネンシャフト}一般的国家臣民団体 (subjektus populi) の上に立つ官職であった。……かかる《神の國》^{アムト}」
 「Ⅱ抽象的・制度的国家観」と対立したが、相互の誠実関係をともない、ローマ法の意味での臣民を知らず、ただ従士のみを知るところの、ゲルマン的軍隊王権の現実であった。教会の意味で自由なのは、国家の首長たる国王に下属する臣民のみである。しかし、ゲルマン的・フランク的な社会秩序・国家秩序によれば、メーロヴィンガー時代には(国王の側近にいる)アントゥルス、ステイオーネンと(史料の *Frank*、おそらくは、封田にあらざる従士たちの大衆?たる)レウデースという二つの従士関係があった。……國王の個人的な・封臣にあらざる従士たち「Ⅱレウデース」から、自由な国家臣民が生れた。アントゥルス、ステイオーネンからはしかし、^{ツァッタル}レイン法の影響のもとに、ライヒに参与する者たち「Ⅱ帝國貴族層」からなる身分的上層が発展した。」

この記述においては、ゲルマン的な軍隊王権と教會的な抽象的・制度的国家観とが対置されており、メーロヴィンガー時代の国家は、広狭二つの従士団からなる従士団国家として、したがって、自由な国家臣民の前身たるレウデースは国王の従士として把握されている。軍隊王権については第三章において、レウデースならびにメーロヴィンガー時代の国制については第五章において、またカーロリンガー時代の国家観については第八章において、それぞれ些か立ち入った考察をおこなうつもりであるが、右の引用は、当該箇所註からもうかがえるように、ほかならぬマイヤーの『カーロリンガー時代の国家観』の論旨に沿ったものであること、ここではとりあえずそのことだけを指摘しておきたい。

(iv) 以上によって、ボーズルの『テキスト』が「一般自由人」「國王自由人」について述べていることはつきるが、つぎに念のため、同じボーズルによって執筆された『ドイツ史事典』の『自由』の項からも引用しておきたい。

「われわれは、中世における貴族的自由と、保護された自由とを区別しなければならぬ。近代法的な意味で自由なのは、国王、^{グロウクスヘル}従士(団)の主君ならびにグルントヘルたる貴族、それに、ゲノッセンシャフトという形をとって現われる自由な「自由人たる」従士たち、だけである。フランク王権の優位が増すとともに、《自由》という言葉は《国王の支配、ムント権力、フォークタイに服す》という意味をもつようになった。そこからつぎの三つの法規範が生れる。①国王の空気が「国王」に対する「勤務は自由にする。②森林の空気・開墾の仕事は自由にする。③都市の空気は自由にする。これら三つの規範の法的な理由は、《空気は不自由にする》という命題である。かかる中世の《不自由な自由》「国王の自由」などは、半国家的な内容をもつ。《ヘルシャフト》(初期の国家原理)の完全な勝利によって、ひとは自分の住む土地を有している者の臣下である、という原則が実現されたのである。国王の臣民団体を創り上げようとする努力と並行して、フランク王権によって、自由人の統一身分(「フランク的一般自由」)を創り出そうとする試みがなされた。その手本となったのは、国家によってウァツェント(= Franci Domines)すなわち防衛と開墾に従事する「自由」農民の、行政・軍隊・裁判のための共同体^{ゲアレンゲ}に組織され、その土地に相続権によって居住する軍事的植民者の自由であった……」。「カーロリンガーの諸王は」かかる《自由人》の団体をもって、貴族たちからなる従士団に代えようとした。ここに、近代的な国民の自由の最古の根源がある。……かかる自由の法的根拠は、国王の、ムントである。」。

もう少し先のところで、ボーズル自身、「国王の自由」という表現を用いている。また、ここでは、フランク時代における自由の発展に関し、「国王の自由」から「一般自由」へという二つの段階が考えられているようにも受けとれるが、その点についてはのちに第八章でふれる。また、ここでは、「国王の自由」の法的根拠が、「国王のムント」に求められているが、その点も第八章でとりあつかう。今ここで指摘しておきたいのは、ボーズルが二つの系列の自由——「貴族的自由」と「保護された自由」を考えており、国王・貴族・従士の自由は前者の系列上において、「国王の自由」は後者の系列上においてとらえられている、ということである。またここでも、ボーズルの念頭にあるのは主

にかいロリンガー時代のことである、ということについては、改めて説明するまでもあるまい。

以上によつて、国王自由人の概念、その国制史的的位置について、したがつてまた、国王自由人をめぐる諸問題の状況配置について、大凡の見当をつけることができた、と考える。その際、一々時期のことを問題にしてきたのは、国王自由人政策の力点がメーロウインガー時代にある、という、増田・世良両教授の見解を念頭においていたからである。^(?)以下の行論は、いわば全体としてこうした見解に対する批判になるであろうが、その点あらかじめお断わりしておきたい。

- (1) 世良『フンデルトシャフト』、とくに四。
 - (2) 以下については、拙稿『ボーズルの「アーデルバウアー」に関する構想』(本誌前号、一九六一年)、とくに三の図を御参照いただきたい。
 - (3) ボーズル『古ドイツの自由』四・五頁には、ボーズルによる「古典学説」の評価とこの『テキスト』の学説史的的位置づけが見出される。
 - (4) 厳密に言えば、ゲルマン時代に関する章の中にも、「一般自由人」という言葉は、一度だけ現われる(五九五頁註三)。しかし、これは、古典学説を批判するためのものである。この点に関し、前掲拙稿・本誌一二の一・八四頁を参照。
 - (5) 「民族移動期において既に国王はその従士たちに土地を贈与している……………。富裕な主君のみが従士を養うことができる……………。タキトウス(第一章)が描いているような豪華な生活は……………。大土地所有・ゲルントヘルンシャフトを前提する。それはまた多数の隷属農民を必要とする。貴族たる従士の主君……………とその従士たちは、戦時には城に住む……………。……………壁と壕をもつ城は、全ヨーロッパ中世の本質的標識であり、支配の中心・礎石である……………保護を与えることのできる者が、つねに支配権を獲得する……………貴(豪)族・城・支配は、ゲルマン人のもとにおいても、ギリシヤ人・ローマ人・ケルト人のもとにおけると同様、公的秩序の萌芽であり、国家的・社会的発展の母胎である。」(ボーズル『テキスト』五九四頁)
- なお、ダンネンバウアー『ゲルマン時代における豪族支配体制』については、のちに第二章においてふれるが、その梗概は、平城照介『フランク時代のゲマインフライエに関する若干の考案』(一)(『学園論集』四、一九五八年)によつて紹介されている。

(6) 以上に關し、とりあえず世良『フンデルトシャフト』、とくに(一)と(四)を参照。

(7) 増田教授の見解については、『速記録Ⅱ』二四頁以下。とくに二六頁においては、その根拠を、「フンデルトシャフト」の創設がメーロヴィンガー時代におこなわれた、ということに求めておられる。しかし、のちに(第六章)述べるように、アレマニエンの「フンタリ」に關してはそういえるが、ドイツにおける「ツェンテナ」は、むしろ八世紀になつてから創設されたものが多い。また、この点に關する世良教授の見解は、『速記録Ⅱ』五四頁に見られるが、それは、北ガリアに關し、七世紀後半以降に「封建化」(「貴族領」の形成)を考えようとする「理論的要請」にもとづくものである(なお、一三頁における同教授の發言をも参照)。この点に關しては、フランク部族における「豪族支配体制」のあり方が決め手になるであろうが、それについてはのちに(第三章)述べる。ここではただ、つぎのことを指摘しておきたい。すなわち、仮に北ガリアにおける「貴族領」の形成が七世紀後半以来のことであり、それ以前にはひろく「國王自由人」が存在していたとしても、若しそのような事實認識をもってダンネンパウアー流のゲルマン時代における豪族支配体制の構想を否定できるものと考えておられるなら(五二・三頁)、そのばあいの「國王自由人」というのは古典学説における「一般自由人」と一体どこがちがうのか、ということである。フランク王權が、自らの「國王自由人」を従えて、王權確立以前にあった豪族支配体制を完全に抹殺した、と考えることは、ゲルマン時代の豪族支配体制に關する限り、ダンネンパウアー説とは矛盾しないはずではないか。

第二節 國王自由人学説の学説史的意義

われわれはつぎに、以上のような國王自由人の概念ないし国制史的位置との關連において、これまたきわめて概括的なものにすぎないが、國王自由人学説が学説史の上で有する意義を概観しておきたい。そのばあい、われわれは、國王自由人学説の学説史的意義を、古典学説の論理構成においてその中核に位していた「一般自由人」の概念を解体せしめた、という点に求めるべきである、と考えるので、まずドイツ法制史ならびに社会経済史の古典学説においてゲルマン時代・フランク時代の「一般自由人」に対していかなる国制史的位置が与えられていたか、ということを見定めることから出發したい。

(一) この点に関し、シュレージンガーは、『ランデスヘルンシャフトの形成』の冒頭において、つぎのように要約している(二頁)。

「この見解〔「古典學說」によるならば、ドイツ史のはじめにはライヒがある。それは、その構造において、原理上《近代》國家と異なるところがない。その國制は、本質的には、フランク王国のそれと同一である。頂点には《國家權力》の唯一の所持者としての國王が立っており、彼はライヒを彼の《公的》《官吏》たるグラーフによって《統治》した。全《國家領域》、すなわちライヒは、ガウ・グラーフシャフトに、それはまたフンデルトシャフトに区分された。フンデルトシャフトの頂点に立つのがツェンテナールであった。彼は同時に人民の《代表者》であり、人民は彼の任命に關与した。したがって、「このフランク王国・ドイツ王国は」《官僚國家》であつて、その《臣民團體》、つまり近代的用語法における《國民》^{シュターツアンゼーリゲン}の全体は、主として、相互に平等な權利をもつ《一般自由人》から成つていた。《一般自由人》は、もともと住民の圧倒的多数を占めていたが、次第に、《官職貴族層》から生れた貴(家)族^{アドデル}の隷屬下に陥つていった。……………」

旧い學說の核心は、フランク・ドイツ王国の《國家權力》を、中世後期のテリトリウムならびに近代の主權國家のそれと等置することにある。フランク・ドイツの國王は、《公的》な諸權利を彼の官吏たるグラーフに委任した(そこから《グラーフの權利》^{グラーフエンレヒテ}という名前が生れる)。あるいは、教會に委任することもあつたが、教會はフォークトをしてそれらの權利を行使せしめた。かかる《官吏》たちが、この國王に由来する諸權利を自らのものとし——それはレーン制の道を通つておこなわれた——、彼らの家系において世襲することによつて、彼らはランデスヘルンとなつた。高級裁判權(「グラーフの裁判權」)が獲得されるや否や、《ランデスホーハイト》なる事態がはじまる、と考えられた。」

以上のシュレージンガーにおける古典學說の要約はきわめて明快であるが、彼がそこで時代順に従わず、フランク時代からゲルマン時代に遡る方式をとつたのは、右の引用の後段に示されているような・シュレージンガー自身の古

典学説の本質に対する把握によるものである。念のため、右のシュレーンガーによる要約を、時代順に配列しなおして私なりに整理してみると、古典学説の基本的な論理構成はつぎのように概括できるであろう。

ゲルマン時代(リタキトウ)にあつては、数的にも圧倒的多数を占める「一般自由人」(それは一般に、戦士であると同時に小農民であると考えられている。)が「キークワイテス国家」の核心をなしている。むしろ「ゲルマン国家」は、「一般自由人」によつて構成される「コンキリウム民会」に具象化されている、といった方がよいかも知れない。それはさらに、「フンデルトシャフト」に区分されるが、その長たる「ツェンテナール」は、人民によつて「選挙」される「人民官吏」として、人民の代表者という性質をもっている。

フランク時代になると、こうした「一般自由人」を「一般臣民団体」に組織しつつ、その上に、「王権」・「官僚機構」が構築される。ライヒの頂点に立つ「国王」が、今や「国家権力」『公権力』の唯一の所持者であり源泉である。彼は全国家領域を「ガウ・グラーフシャフト」に区分し、彼の「官吏」たる「グラーフ」に「デレギーレン公権力」を「委任」して、それを「統治」せしめる。教会にも「グラーフ権力」が与えられ、このばあいには「フォークト」がそれを行使する。「フンデルトシャフト」は、今やこの「ガウ・グラーフシャフト」の下級区分となり、「ツェンテナール」は「グラーフ」の下僚となるが、その「人民(法)的」性格はなお存続する。依然として「一般自由人」が彼の「選挙」に参加しつづけるからである。こうして「ツェンテナール」は、フランク的「国王法」秩序とゲルマン的「人民法」秩序の接点となつたわけである。⁽³⁾

やがてフランク王権の弱体化とともに、「一般自由人」は社会的没落の過程を辿り、「官職」ないし「勤務」から発生した「貴族」の「グルントヘルシャフト」において、その「私的」な支配権に隷属するにいたる。「レーン制」は、このような「国家権力」の解体に少なからぬ責を負わなければならない。起源的には「公的」な「グラーフ権力」が、

「官職貴族」の「私」物視されるにいたつたのは、まさにそれが「レーン制」という「私法」的な形式のもとに授与されるにいたつたからである。⁽³⁾

以上が、ゲルマン時代・フランク時代に関する古典学説の論理構成の骨格である。一見して、十九世紀中葉ないし後半のドイツに特有な政治史的・思想的な問題状況から生まれた一つの「理想像」が、ゲルマン時代・フランク時代の「歴史像」に投影されているのを認めることができるであろう。そうした問題を「思想史」的に分析することはきわめて興味深い課題であり、また古典学説のみならず新学説を評価するばあいにもきわめて重要な問題であるが、ここではそれに立ち入っている暇がない。⁽⁴⁾ われわれは、本稿の課題からいつても、その考察を、もっぱら狭い意味での「学説史」の局面に限定しなければならないであろう。

(二) 古典学説の論理構えないしその歴史像において、大要右のごとき位置を占めていた「一般自由人」というものが、若し存在しなかつたとすればどうなるであろうか。いうまでもなく、古典学説の全構想はその脚下から土台を奪われ、全面的な崩壊をよぎなくされるであろう。そうして、ドイツにおける新学説は、一方では「アーデルス・ヘルンシュフト豪族支配体制」の始源性の主張によつて、ゲルマン時代の国家・社会が「一般自由人」を中核とする「クニヒスフライエ原始民主政」的なものであつたことを否定し、他方では「クニヒスフライエ國王自由人」の発見によつて、かつて「一般自由人」と考えられたフランク時代の自由人が、大部分、ゲルマン時代の「自由人」の後裔ではなく、フランク時代になつてからフランク王権によつて創出されたものであることを明らかにしている。⁽⁵⁾ この意味で、少なくとも古典学説における「一般自由人」の概念は否定されたのであり、それは、今世紀の初頭いらい、とりわけ中世中・後期の問題について開始された古典学説に対する批判⁽⁶⁾の総決算といつてよい。古典学説に対する批判は、最後、学説史的には「一般自由人」の概念を、思想史的にはその背景

にある十九世紀的「自由」の理念をつかざるをえなかつたし、事実ついたのである。したがつて、「國王自由人學說」の學說史的意義は、さし当りはネガティヴなものであれ、ちようど古典學說の論理構成において「一般自由人」の概念が占めていた重要性に対応する、ということができよう。

たしかに増田教授の強調されるように、ドイツ新學說といえども、ゲルマン時代における、あるいは、ゲルマン時代以前の自由人の存在を、完全に否定しようとはしていない。新學說の主張を史料の面から見ると、タキトウスの自由人、諸部族法典の自由人、勅令や文書の自由人、こうした諸々の史料に出てくる自由人を、本質的に同一のものとして、あるいは、直線的系譜關係においてとらえることはもはや許されない、ということである。そうして、ごく概括的にいえば、タキトウスの自由人と諸部族法典の自由人は、新學說——とりわけテオドル・マイヤー——によつて、「フオルフライエ完全自由人」・「ウアフライエ原自由人」・「フオルクスフライエ部族(法的)自由人」などとよばれ、フランク時代——とりわけカールリンガー時代の勅令や文書に出てくる自由人——「ケイニヒスフライエ國王自由人」とは區別されている。先ほどのポーズルの引用(本章第一節二頁)における表現を借りるならば、前者の自由は「貴族的自由」の系列に属するのに対して、後者のそれは「保護された自由」の系列上にある、ということになるであろうか。いずれにせよ、必ずしも新學說が、ゲルマン時代の、ないし、ゲルマン時代以前の自由人の存在を、完全に否定しようとしていない、ということは、右のような概括的説明によつても既に明らかであろう。したがつてわれわれが、新學說の投げかける問題を真向から受けとめて、中世初期ヨーロッパ國制史の抜本的再検討をめざすばあい、「國王自由人」の問題だけでなく、「完全自由人」の問題をも追及しなくてはならない、ということとは、これまたわれわれにとつては当然の課題である、といわなければならない。

さらに、フランク時代における「國王自由人」の國制史的位置に関して、個別的・具体的な論點の考察をまつまで

もなく、あらかじめはつきりしていることがもう一つある。すなわち、「国王の自由」という原理からいっても、現実的に「国王自由人」が存在しえたと考えられる領域は、たかだか、最も広い意味での王領地、あるいは、何らかの形で国王の直接的な支配に服している領域にすぎない、ということがそれぞれである。しかも、フランク王国の版図が、すべてこうした王領地ないし国王支配領域から成っていたのではない。もちろん、それと様々な形でからみ合いながら、あるいは、何らかの形でフランク王権のオーバーヘルシャフトを受け入れながら、本来そうした領域とは異質な構成をもつ豪族支配領域が存在していた。先ほど述べたように、新学説にとつて、「豪族支配体制」は「国王自由人」となるがもう一本の支柱である。今やフランク時代の全国制史は、終始フランク王権と豪族支配体制との緊張^{シュバツマンク}のうち^シに展開されたもの、としてとらえられている。換言すれば、「国王の自由」の原理が、あるいは、王領地・国王支配領域が、普ねく全国土を覆うことは、ついになかつたのである。この「豪族支配体制」が先の「完全自由人」の問題とどのように関係するか、ということについては不明の点が多いが、その点はどうあれ、「豪族支配領域」の存在が、量的にいえば、新学説において「国王自由人」に与えられる国制史的位置を限定することは明らかである。それを最も高く評価したばあいでも、すなわち、右の国王支配領域について古典学説的歴史像がそのまま妥当すると考えてみても、「国王自由人」の概念は本来の豪族支配体制の内部構成については何ごとをも語らないのである。もちろん、そのばあい、フランク王権による「国王自由人」の創出・設定が「豪族支配体制」との関連においていかなる意味をもつたか、という新しい問題が生ずることについては、改めて説くまでもあるまいが。

以上に述べたように、新学説において「国王自由人」が占める国制史的位置は、古典学説における「一般自由人」のばあいほど大きくない、ということは、それ自体としては正しい指摘である。だがしかし、そのことを根拠として、

国王自由人学説の学説史的意義もまたさして大きくはあるまい、と考えるなら、それは根本的な誤謬であり、新学説が投げかけている問題の深刻さを見落すものである。増田教授は、新学説によつて「一般自由人」説が完膚なきまで否定されてしまったように見えるのは、「学説の結論だけを表面的に追つてゆく」からである、と判断された。教授によれば、国王自由人学説は、古典学説にいわゆる「一般自由人」とは何か、という問題を、部分的にしか説明していない、だからこそ、新学説においても「完全自由人」という概念を認めざるをえないではないか、ということがその論拠である。しかし、増田教授のような論法が成り立つためには、二つの前提が必要である。一つは、古典学説にいわゆる「一般自由人」が事実普遍的に存在した、ということであり、今一つは、新学説が目下のところその存在を認めている「完全自由人」は、その概念ないし国制史的位置に関して、古典学説における「一般自由人」と同一である、ということである。この二つの前提が成立するばあいには、「一般自由人」から「国王自由人」を差引いても、まだ「完全自由人」が残っている、ということによつて、新学説の学説史的意義を限定できるのである。しかし、この前提は二つとも成立しない。新学説によつて古典学説における「一般自由人」の概念が解体された、ということの意味は、古典学説の説くような「一般自由人」は、学者の頭の中に存在していたにすぎず、歴史的実体としてはどこにも存在しなかつた、ということである。事実存在していたのは、「完全自由人」と「国王自由人」という、いずれも「一般自由人」とは異質的な二つのものである。したがつて古典学説は、もともと、部分的にしかわかるはずのないことを、全面的にわかつた^{と錯覚したにすぎない}。その意味では、新学説における「国王自由人」の概念はもとより、「完全自由人」の概念もまた——その概念が事実^{に根拠をもつて}いる限りで——、古典学説におけるこうした錯覚を明らかにするものなのである。

これを要するに、新学説において「国王自由人」の占めている国制史的位置が、古典学説において「一般自由人」に与えられていた国制史的位置ほどは大きくない、というまさにその事実の中にこそ、古典学説の論理構成の核心に位置する「一般自由人」の概念を解体せしめた、という、「国王自由人学説」の学説史的意義が、最も端的に示されている、ということさえできる。この一見逆説的表現を真の逆説とうけとるのは、古典学説における「一般自由人」が、学説上の概念としてではなく、歴史上の実体として実在していた、ということを前提するばあいに限られる、といつてよいであろう。事実には則した中世初期ヨーロッパ国制史の研究は、その意味では、ようやくいま口火を切られたのである。

- (1) 以下は、『速記録Ⅱ』一八頁以下において私が表明した見解を整理したものである。なおこの点に関し、拙稿『一九五九年の歴史学界―回顧と展望―西洋史・中世』(『史学雑誌』六九の五、一九六〇年)、一八二・三頁、同じく拙稿・世良『フンデルトシャフト』の書評(『法制史研究』一〇、一九六〇年)三〇八頁以下、直居淳『一九六〇年の歴史学界―回顧と展望―西洋史・中世』(『史学雑誌』七〇の五、一九六一年)とくに一八八・九頁。
- (2) 古典学説の論理的構成を以上のように考えるならば、ダンネンパウアーが、まず『ゲルマン時代における豪族支配体制』を説いたのち、なぜ『フンデルトシャフト』の問題をとり上げたか、ということとは、きわめて明白であろう。
- (3) 周知のようにわが国では、こうした古典学説的論理構成・古典的歴史像に対する根源的な批判は、とりわけ堀米庸三・世良晃志郎両教授によって、まず中世中期における「レーン制」の政治的機能をめぐって、ないし、「中世国家構造論」・「封建制社会構造論」として展開され、かなり大きな成果をあげることができたが、中世初期に関しては、同一の論者の同一の論著の中にも、かなり濃厚な古典学説の残滓を見出さざるをえなかったのである。この点に関し、現在においては必ずしも意に充たないものであるが、とりあえず、拙稿『封建制の成立と封建制社会の《細胞》』(本誌、八の一・二合併号、一九五七年)を御参照いただければ幸せである。
- (4) この点に関し、われわれの第三回総合研究会において、直居淳氏により、きわめて興味深い報告がおこなわれた(主要文献引用

略語表、「速記録Ⅱ」の項を参照)。本稿は、その報告を承けて、個別的・具体的論点について、國王自由人学説の問題点を明らかにしよう、と試みたものである。

(5) この二つの論点の相関関係について、とりあえず、前掲拙稿・「史学雑誌」六九の五における、世良『フンデルトシャフト』ならびに増田『論文集』に対する概括的批判を御参照いただきたい。

(6) この点についても、われわれは、シュレーシンガー『ランデスヘルシャフトの形成』二頁以下に、すぐれた概括を見出すことができる。

(7) 以下、國王自由人の国制史位置と國王自由人学説の学説史的意義について私見を述べるわけであるが、これは、第三回総合研究会において、一応解決すみの問題と考えることもできる(『速記録Ⅱ』一八頁以下)。しかし、ドイツにおける新学説の学説史的意義をできるだけ小さく評価しようとする者と、反対にそれができるだけ大きく評価しようとする者のあいだにおける基本的な対立は、その後においても、必ずしも解消されていない。言うまでもなく私は、それをできるだけ大きく考えてみる事が、同時に、事実にも則したヨーロッパ中世初期国制史研究への唯一可能なアプローチである、という立場から、本稿をまとめたのである。

(8) 増田四郎『ヨーロッパ初期中世における土地支配と農民—最近の学界動向からみた若干の問題提起—』(『歴史学研究』二四二、一九六〇・六)二二頁右・『初期中世の村落秩序とその変貌—特にシュワーベンを中心—』(『一橋論叢』四四の六、一九六〇年)一〇・一一頁。とくに後者においては、「それではこの新説によって、フランクの古い「一般自由民」説は、完膚なきまでに否定されてしまったのであろうか。学説の結論だけを表面的に追ってゆく際には、一見あたかも旧学説の根本的な否定のようにうけとられるが、そこで具体的に解明された内容を検討してみると、新学説は………国家領または王領地の在存しなかった地域の、民衆の身分関係については、ならん積極的な発言はしていないのである。………旧学説でいう、「一般自由民」(Gemeinfreie)とは何かという問題は、部分的には説明されても、全面的には解決されていない。それゆえにこそ、新学説をなす論者といえども、本来の「完全自由民」(Vollfreie)とか、「原初自由民」(Urfreie)とかの存在を認めざるをえないのである」と述べておられる。ここでは、古典学説における、「一般自由人」の概念が実体化され、その結果、國王自由人の国制史的位置と新学説の学説史的意義とが混同されている。なお、『速記録Ⅱ』一〇・一一頁における同教授の発言をも参照。誤解のないように言っておきたいが、私は、増田教授が、「村」の問題との関連において、ドイツ学界においても明らかにされていない「完全自由人」に当るであろうと考えられるもの——の実態に迫ろうとしておられることをそれ自体としては、きわめて高く評価するものである。

(9) とりあえず増田前掲論文・「一橋論叢」四四の六、一〇・一一頁を参照。

- (10) 「完全自由人」の概念については、第二章・第四章・第八章などでふれるつもりであるが、あらかじめ、私はマイヤーの見解に對してかなり根本的な疑問を抱いている、ということをお断わりしておきたい。
- (11) 前註(8)参照。

第二章 ゲルマン時代における豪族支配体制とタキトウスの自由人

第一節 問題の提起

前章(第一節)において述べたように、ドイツの新学説は、ゲルマン時代Ⅱタキトウスの時代における「一般自由人」の存在を否定し「豪族支配体制」を前提する。ところが、周知のように、タキトウスの『ゲルマーニア』には、「自由人」に関する記述がある。しかもその「自由人」はいわばゲルマン時代の「国家」そのものである「民会」を構成している。仮に新学説の説くように、「民会」における主導権は「豪族」の掌握するところであり、その意味で、ゲルマン時代の「国家」がきわめて「貴族政治」に構成されていたということも認めるにしても、少なくともかなり程度独立的な「自由人」の存在、あるいは、少なくとも比較的重要なその国制上の地位、そうしたものであつたか、それを否定することはできないのではあるまいか。そうだとすると、タキトウスに出てくる「自由人」とはいったい何か、それが占めている比較的重要な国制上の地位は、いうところの「豪族支配体制」とはどのように調和するか、あるいは逆に、そうした自由人の存在・その国制上の地位を許容し、ないし、前提するところの「豪族支配体制」とはいったい何か。国王自由人学説は、ゲルマン時代の国制に関し、何よりもまず、こうした疑問と対決せざるをえない、と思われる。⁽²⁾ もちろんここでは、こうした疑問を、タキトウスの時代における全国制との関連において考察するゆとりはないので、⁽³⁾ 焦点を「自由人」の問題にしぼって、若干の問題を提起したい、と考へる。

最初に、私が兼々抱懐していた疑問を端的に述べることを許していただくなら、第一の、そうしてまた最も根本的な問題は、果してタキトウスの時代のゲルマン人のもとに、ほんとうに「自由人」はいたのか、という問題である。

こうした疑問を提出すること自体、一見、いかに愚かであり無鉄砲であるか、どういうことは、私自身よく承知しているつもりである。現にタキトウスは、ゲルマン人の奴隷を扱った『ゲルマーニア』の第二五章において、はっきりと「貴族」・「自由人」・「解放奴隷」・「奴隷」という諸身分について語っているし、それ以前の章、とりわけ第六章（第一五章を敘述する際には、そのうち「自由人」(ならびに「貴族」)のことを念頭においていた、ということについて、疑いをさしはさむ余地は全くないように見える。それにもかかわらず、どうして、敢えて右のような問題を提起する必要があるのか。本章における私の課題は、帰するところ、その疑問のよつてきたるゆえんを、多少なりとも明らかにしておく、ということにつきる、といつてよいであらう。

端的にいうならば、私は、タキトウスがゲルマンの「自由人」について語っていることから、ただちにゲルマン人のもとに事実「自由人」が存在した——タキトウスのいう「自由人」がゲルマン人のもとにおいても事実「自由人」とよばれていた、という結論をひき出すことはできない、と考える。なるほどゲルマン人のもとには、諸々の社会的階層があつたらう。そうしてその中には、「豪族」のほかに、タキトウスの眼から見て、「自由人」と思われるものがあつた、ということとは確実である、あるいは、われわれの眼から見ても、「自由人」とよんでさしつかえない者があつた、ということについては、私はなんら異をとなえようとするものでない。しかし、一切の疑問の余地なくいえるのはそこまでであり、それ以上には出ないはずである。われわれの眼から見て「自由人」といえる、ということは、彼が近代的自由に匹敵する「自由」をもつていた、ということであつて、ゲルマン人自身が当時既にそれを「自由」

と考へた、ということ、あるいは考へた「自由」をもつ者を、まさにそのことのゆゑに「自由人」と考へた、ということとは全く關係がない。同じように、タキトウスは、「自由」についてのローマ的觀念をもつていたはずであるし、考へた「自由」の觀念を尺度にしてゲルマン社会の実態をはかつた——ゲルマン社会の実態を敘述するに當り、ゲルマン人自身は知らぬ身分的差別を外からもちこんだ、という可能性を、頭から無視してしまふことはできない。

私はここで、「自由人のみが武装能力をもつ」という原則——いうまでもなくこれは、一般に、ゲルマン時代以来の原則であると思へられてゐる——に關する世良教授の御指摘を想起したい。すなわち、世良教授によると、テオドル・マイヤーが、この原則をゲルマン的原則と考へてゐるのか、それともローマ的原則と考へてゐるのか、「彼の敘述はややあいまいであるが、おそらく後者の方と考へられてゐると見るべきであらう」という。世良教授は、これに關連して、マイヤーの二つの論文の参照を求めておられるが、その論文から、マイヤーが右の原則をローマ的原則と考へてゐるということを読みとるのは難かしく、むしろ逆ではないかと思はれる。しかし、ここでは、マイヤーがその点をどう考へてゐるのか、ということについて、はつきりと決着をつける必要はない。われわれにとつてさし當り必要なことは、その點に關するマイヤーの考へ方いかんにかかわりなく、「自由人のみが武装能力をもつ」という原則を、あるいは、武装能力をもつ者のみが「自由人」であるという身分観を、ローマ起源のものと思へる余地はないか、という問題である。この點については、次章以下における詳細な検討をまたなくてはならないが、ここではとりあえずつぎのことを指摘しておきたい。すなわち、国王自由人の身分の母胎、少なくともその一つの源泉となつたのは、ローマの辺境守備隊の制に範を求めた軍事的植民の制度（「ツェンテナ」）である。したがつて、若しローマ人が、ゲルマン人を辺境守備兵として用ゐるに當り、彼らに「自由人」の身分を与へた、とか、あるいは、一般に、ローマにお

ける「自由人」という觀念が「武装能力」と密接な關係をもつていた、ということがいえるなら、右の原則をローマ起源のものと解することは、きわめて蓋然性の高いものとなるであろう。⁽⁸⁾

もちろん、そのことと、ゲルマン人のもとにほんとうに「自由人」がいたのか、という疑問は、ただちには結びつかない。史料的にいえば、『レークス・サリカ』の「自由人」をどう処理するか、という問題が残るが、それは別にしても——これは第四章でとりあげる——、そのほかに、仮に以上のように言えたとしても、それによつて明らかにすることは、たかだか、「保護された自由」の系列上にある「国王の自由」が、ゲルマン人にとつて、ローマとの接觸によつてはじめて自覚された、ということにすぎないのであつて、そのことは、ゲルマン人のもとにおける「貴族的自由」の存否とは、さし当り無關係だからである。私が説明しなければならないのは、ゲルマン人のもとに、いかなる意味においても「自由人」が存在しなかつた、ということ、むしろ、「貴族的自由」あるいは「完全自由人」というような考え方がなかつた、ということである。ここでは、以上のギャップをギャップとして残しておいたまま、タキトゥスの「自由人」の検討に移りたい。

(1) これは、主に『ゲルマーニア』第二章(民衆)のよみ方に關係するが、晩年のミッタイスもこの点についてダンネンパウアーと同様の見解に立つてゐた。H. Mitteis, Formen der Adelsheerschaft im Mittelalter (1951), in „Die Rechtsidee in der Geschichte“, 1957, S. 639.

(2) 前掲拙稿・本誌前号、八七頁をも参照。

(3) 最近では、増田『論文集』の第二論文『古ゲルマン社会の基本構造』が、この点の概括を試みている。しかし、私は後述するよ
うに、いくつかの点で増田教授の見解には同調しえない。

(4) なお、第四四章を参照。

(5) ダンネンパウアーは、タキトウスにおける「貴家^{ノビレス}族」を問題にした際に、その概念がローマ人にとってはきわめて明確な概念であったこと、またタキトウス自身、れっきとしたローマの貴族であったことを指摘している。『ゲルマン時代における豪族支配体制』一二六・七頁。また、「タキトウスの不自由人の中には、おそらくリーテンも含まれていたろう」ともいう（一三九頁註四九、なおこの点につき、一四〇頁註五一とそれに対応する本文をも参照）。すなわち、ダンネンパウアーは、「貴族」については少なくとも暗黙のうちに、そうして「不自由人」（『奴隷』）についてはかなり明確に、ローマ的尺度の適用を考えていた、といえるのではないか。

(6) 世良『フンデルトシャフト』・四・二五頁註四〇。

(7) 『国王自由人』一八頁以下、『自由農民』（これについては、Z. f. Württemb. Jg. 13, 1964. の五五・六頁を指示しておられるが、それが『論文集』の何頁に当るかは明らかにできなかった。なお、『王権と自由』一四一頁にも、『国王自由人』一八頁にあげられたのと同じ、ランゴバルド人に関する事例があげられている。

(8) ローマの事情について調べることは、現在の私には全く不可能であるが、のちに第五章において、マイヤーの『国王自由人』に拠りながら、この点に関連する問題にふれるつもりである。

第二節 タキトウスの自由人における自由の根拠

われわれはまず、タキトウスの自由人における自由の根拠として、これまで何が考えられてきたか、ということを中心念頭におきながら、ごく大雑把にはあるが、それらの点をめぐる最近の学説の動向を検討しておきたい。

(一) ボーズルの『テキスト』からもうかがわれるように、最近では、「マルクゲノツセンシャフト」を、ゲルマン時代の「一般自由人」によつて構成される共同体の遺制、と考える見解は、ほぼ完全に否定されている、といつてもよいであろう。すなわち、「マルクゲノツセンシャフト」は、——それがいつのことであるかはともかく——もつと後代になつてからできたものであつて、ゲルマン時代いらい存在していたものではない、と考えられているのである。⁽²⁾

たがって、「一般自由人」であれ、あるいは、「自由人」一般であれ、タキトウスの自由人によつて構成される共同体を考へて、そこに何らかの意味で彼らの「自由」の根柢を求めようとしても、それは全く不可能である。⁽³⁾

同じことは、「フンデルトシャフト」についてもいえる。既に世良教授の『フンデルトシャフト』に関する論文によつて詳細に紹介されているように、タンネンバウアー・シュタインバッハ・マイヤーによる「フンデルトシャフト」論争を通じて、ゲルマン時代における「フンデルトシャフト」の存在そのものが否定された。したがつて、「一般自由人」の、ないし、「自由人」そのものの、「公的組織」の最小単位が、ゲルマン時代には存在しなかつたのである。

このことは、当然、ゲルマン時代の「国家」^{フンキリウム}「民」^{ミン}「会」の構成についても、古典的イメーシの再検討をせまるものであるが、ここでは、その点について、本章第一節に指摘しておいたように、最近では、「民」の「貴族政」構成を説く見解が有力である、ということだけを指摘しておくにとどめる。要するに、今日では、「民」への出席にその最も集約的な表現を見出すような「公的生活への参与」という点に、ただちに、タキトウスの自由人における自由の根柢を求めることはできまいということである。

(二) タキトウスの自由人における自由の根柢を考えるばあいに、「マルクゲノツセンシャフト」や「フンデルトシャフト」以上に、決定的な意義をもつであろう、と思われるのは、「ジツペ」の問題である。完全な権利をもつ共同体の構成員であること、あるいは、「国家」の積極的構成員であること、そうしたことは、一面において自由の根柢であると同時に、むしろそれ以上に、自由の帰結であるという側面をももっているのに対して、「ジツペ」に属する者・ジツペをもつ者が自由人である」という考え方は、まさしく自由の根柢そのものにかかわるからである。事実、ミッタイスの『ドイツ法制史概説』は、きわめて明確に、ゲルマン時代の自由人における自由の根柢をこの点に求めている

し、⁽⁴⁾ボーゾルの『テキスト』も、こうした考え方の痕跡を、かなり明瞭にとどめている。⁽⁵⁾ われわれのあいだでも、増田教授は、世良教授による批判にもかかわらず、⁽⁶⁾こうした考え方を依然として堅持しておられる。⁽⁷⁾ ところが、今やクレッシェルによつて、別な機会に比較的詳細に紹介しておいたように^(一の本誌、二の四)、⁽⁸⁾ゲルマン時代における「ジツペ」の存在が真向から否定されるにいたつたのである。私見によれば、このクレッシェル論文はきわめて説得的であり、したがつて、ゲルマン時代における「ジツペ」について語ろうとする者は、「マルクゲノツセンシャフト」や「フンデルトシャフト」のばあいと同じように、まず——クレッシェル論文に対する反証を提出して——「ジツペ」の存在そのものを立証することからはじめなければならぬまい、と思われる。

もちろん、「ジツペ」の否定といつても、クレッシェル説は、「ジツペ」に代えるに、「ヘルシャフト」とりわけ「⁽⁹⁾家支配」^(ハウスヘルンシャフト)の始源性を主張するものであり、また早い時代における血縁関係一般の重要性を否定するものではない。そこで否定されているのは、極言するならば、古典学説におけるテクニカル・チームとしての「ジツペ」、古典学説における「ジツペ」の概念である、といつてもよいであろう。逆に、注意深く文献を読むならば、「ジツペ」という表現は用いられていても、つねにそこに、古典学説の概念内容が盛りこまれているとは限らない、ということがわかる。ボーゾルの『テキスト』における「ジツペ」という表現の大部分がそうであるし、⁽¹⁰⁾増田教授のばあいにも同じように考えてよいであろう。教授が「ジツペ」の名のもとに主張されているのは、大部分、ゲルマン時代における、事實上の、ないし擬制された血縁関係の重要性にすぎず、したがつて、クレッシェル説が正しいからといつて、ただちに、増田教授によつて描かれたゲルマン時代の歴史像が全面的に崩壊する、ということにはならないであろう。⁽¹¹⁾ しながら、ここではつきりと指摘しておかなければならないのは、若し古典学説における意味での「ジツペ」が存在

しないとするれば、この点に關しても、タキトウスの自由人における自由の根柢と考えられたものが消滅してしまふであらう、ということである。血縁關係一般などという漠としたものが、自由の根柢となりうるはずはないからである。

(三) ボーゾルの『テキスト』は、この点に關し、一見きわめて魅力的な構想を展開している。「アーデルバウアー」に關する構想がそれである。これについても私は、最近、詳細にその内容を紹介しておいたので(本誌、前号)、ここではごく簡単に、要点のみにふれておくことが許されるであらう。

ボーゾルは、「原始ゲルマン時代」における、自由で平等な「アーデルバウアー」——すなわち、「オーダル」という土地を代々世襲する農民——の一般的存在を想定する。換言すれば、ここでは、自由の根柢が「オーダル」の所有に求められている。そうして、「初期民族移動」前後からはじまる「アーデルバウアー」の階層分化によつて、タキトウスの時代における「アーデル」と「バウアー」——後者についてはとりわけ、身分的には自由な、しかし社会経済的には隸屬的な「農民」——の存在を、一刀両断のもとに説明しようと試みたのである。こうした構想は、必ずしもボーゾルの獨創にかかるものでなく、ネツケルやオットーの構想をうけついでものと思われるが、ボーゾルのばあい、先にも指摘したように(第一節)、基本的には国王自由人学説の立場に立っているので、その構想は、われわれにとつて、それだけ一層興味深いものとなる、といえるであらう。しかし、この構想がわれわれの研究の出発点となりうるか、というと、私はそれに対して否定的な見解を抱かざるをえないのである。

ボーゾルの發想法における一つの基本的特質は、自由人に対する支配という事実の中に「国家」の本質を見ようとする考え方である、といえそうである。⁽¹¹⁾ゲルマン時代の問題についていえば、自由人——タキトウスの自由人を、「被治者層」としてとらえようとする点に、こうした考え方が現われている。したがつて、こうした系列で考えていくと、

タキトウスの自由人における自由とは、「保護された自由」である、ということにならざるをえない。「自らを自由と名づける理由をもつのは、不自由の危険にさらされている者のみである。」「アーデルバウアー」に関する彼の構想、とりわけ、いかにして身分的には自由な、しかし社会経済的には隷属的な農民が成立したか、という問題のたて方自体、ゲルマン時代の自由人に対するこうした把握を前提とするばあいにはのみ意味をもつ、ということについては、あらためて説明する必要はないであろう。

ところが、ほかならぬこうした考え方に、根本的な疑問が残されている、といわざるをえないのである。ここでは、ゲルマン時代の自由の根柢を「オーダー」に求める見解が、おそらく、いかなる同時代的史料をももっていない、という点は、一応不問に附しておく。ポーズルのように、自由人に対する支配に「国家」の本質を見るとすれば、そのような「国家」として最もふさわしいのは、おそらく「国王の自由」の原理を創出し展開したフランク時代の国家であり、それが、ゲルマン的豪族支配体制と、まさにこの自由人に対する支配という点で軌を一にする、ということも、あまり納得のいく議論ではないが、ここではその点にも立ち入らない。ポーズルの構想は、少なくともつぎの二つの点で彼自身の敘述と矛盾し、しかも、その矛盾は、きわめて致命的な論点にかかわるものだからである。

一つは、つぎのような敘述とのあいだにある矛盾である。すなわち、ポーズルは、「ゲルマン人は、開墾したり耕作したりすることよりも、戦うことを好む。耕作と開墾の仕事をするのは不自由な下僕である。そのことはしかし、グレントヘルシャフトを前提する」という。これは、のちに本章第三節で述べるようなタキトウスの解釈、すなわち、土地を耕作する農民は「不自由人」であるという解釈、を前提とする。⁽¹²⁾ 果してそうだとすれば、タキトウスの自由人を「農民」であると考え、その自由を「保護された自由」であると考えて、そこから問題を出発させること自体、ザ

ツハリヒにはいかなる根柢をもたぬ問題提起である、ということになりはしないか。今一つ、何としても理解できないのは、こうした隷屬的な被治者層としての自由人とその上に君臨するものとしての豪族支配体制、という考え方と、「従士制」ないし「従士の自由」との関係である。農耕に従事するのは「不自由人」である、というタキトゥスの解釈は、いわば反射的に、「従士」は農耕に従事しない、という見解を導くものと思われるが、その点は本章第三節であらためて問題にする。ボーズル自身、この『テキスト』の中でも、別な関連では、「従士」が隷屬的「自由人」から上昇したものと考えているし、それよりも、先に(第一章・第二節・iv)引用した『ドイツ史事典』においては、「従士」は「貴族的自由」をもつ者の中に算えられていた。したがって、タキトゥスの自由人が、すべて、「従士」——とまではいえないとも、「戦士」——であつて「農民」ではない、ということになると、ボーズルは、もともと「貴族的自由」の由来ないし根柢を説明すべきところに、「保護された自由」の説明をもちだしたのである、ということにならざるをえないであろう。次節において、タキトゥスの自由人の社会的存在形態を問題にするゆえんである。⁽¹⁹⁾

(1) 前掲拙稿・本誌前号、八一頁以下を参照。

(2) たとえば、増田『論文集』・補論一「中世村落研究の問題点」などを参照。この問題に関する最も重要な文献は、いうまでもなく、A. Dopsch, Die freien Marken in Deutschland, 1933.であるが、私の知る限り、今日までのところ、わが国でこの文献の徹底的な検討がおこなわれていないのは遺憾である。それによって、私が本誌前号で問題にしたような、あまりにも古典的な構想の可能性はあらかじめ封じられたであろう、ということについては、改めて説くまでもないが、もう一つ、ダンネンバウアーによって、フランク時代の「マルクゲノッセンシャフト」が「王領地」に「國王自由人」の共同体として現われる、という趣旨の指摘がなされている今日(この点について第八章で簡単にふれるつもりであるが、とりあえず、拙稿・「法制史研究」一〇〇世良『フンデルトシャフト』に対する書評を参照)、その指摘を、「マルクゲノッセンシャフト」は中世後期にならねば史料に登場しない、という、ドープシュ流の見解とつき合わせて検討する必要があると考えられるからである。

- (3) 前掲拙稿(前註1)で指摘しておいたように、「古典学説」は、「マルクゲノッセンシャフト」→「村落」という発展を考えているから、ここで「氏族村落」の問題についてふれる必要があるまい。「ジッペ」そのものについては、すぐあとのところで述べるが、ダンネンバウアーの『八世紀末における村』は、きわめて明確に、八世紀末(ということは史料にはじめて現われる、ということだが)の村に「氏族村落」の痕跡を見出すことはできない、ということを明らかにしている。
- (4) 世良訳・三三頁。なおこの邦訳は第二版の訳であるから、すべて、ミツタイス自身の見解である。
- (5) 前掲拙稿・本誌前号、四の(三)・四の(四)(とくに九二頁)を比較参照のこと。
- (6) 増田『論文集』に対する「書評」(史学雑誌)六九の六、八〇・一頁)を参照。そこで世良教授は、「ジッペ」の不存在を説かれたわけではないが、「ジッペ」と「ゲフォルククシャフト」という二つの概念の本質的相違について、きわめて鋭い批判を投げかけている。
- (7) 『速記録II』三〇頁以下、とくに三六・七頁の討論、ならびに、筑摩版『世界の歴史』第五卷所収の『ゲルマン民族の社会と経済』九二・三頁を参照。
- (8) 前掲拙稿・本誌前号、とくに五の(二)を参照。
- (9) 私見によれば、とくに「豪族のジッペ」に関する構想は、——ここでは「ジッペ」という言葉によってさし当りひろく「血縁関係一般」を考えると——ゲルマン時代における「豪族支配体制」を考える際に、かなり重要なモメントになるものと思われる。この点につき、ダンネンバウアー『ゲルマン時代における豪族支配体制』一四二頁を参照。H. Planitz, Deutsche Rechtsgeschichte, 1950, S. 13f. の記述は、おそらく、ダンネンバウアー論文の右の箇所を念頭においたものと思われるが、それ以外にも何か根拠ないし典拠があるかどうかは不明である。
- (10) 前掲拙稿・本誌前号、九八頁註(四)。
- (11) たとえば『古ドイツの自由』六頁以下。
- (12) ボーゾル『テキスト』、五九五頁、註(18)参照。
- (13) 前掲拙稿・本誌前号、五、とくにその(三)―(四)を参照。

第三節 タキトウスの自由人の社会的存在形態

タキトウスの自由人とは一体何か、それは、ゲルマン時代の「豪族支配体制」とどのように調和するか、という問題

を考えるために、われわれは前節において、きわめて不完全ではあるが、タキトウスの自由人における自由の根拠を検討してみた。その結果、ここでは、自由の決定的な根拠と考えられるものを見出すことができなかっただけでなく、タキトウスの自由人は果して「農民」であつたのか、それはむしろ「従士」ではなかつたのか、という問題ができた。本節においては、まずこの問題を検討し、それとの関連で、再び本章・第一節に掲げた問題、すなわち、タキトウスの時代にはんとうに自由人は存在したのか、という疑問に立ちかえるつもりである。

(一) ゲルマン時代における豪族支配体制を最も大胆な形で主張したのは、いうまでもなくダンネンバウアーであるが、タキトウスの自由人の社会的存在形態を検討するために、われわれはまず、ダンネンバウアーの『ゲルマン時代の豪族支配体制』に関する論文の、論旨の展開過程をふり返つておく必要がある。しかし、この論文の梗概は既に平城照介氏によつて紹介されているので、ここでは、われわれの設問にとつて必要な限り、また、タキトウスの読み方に焦点を合わせながら、ダンネンバウアーによる論旨の展開を追つていくことにしたい。

(i) ダンネンバウアーは、この論文を、「中世の世界は貴族的世界である」という文章に導かれる・中世の貴族的世界のスケッチによつて開始する。そうして、「ゲルマン時代についてこうした事態・こうしたイメージを求めることは決して恣意的でない」として、この論文の主題にとりかかるのである。ところが古典的な著作においては、ゲルマン時代の國家・社会の核心を占めるのは貴族ではなく、小農民たる「一般自由人」である、と考えられている。したがつて、ダンネンバウアーは、こうした古典学説的歴史像に対する反撃をおこないながら、ゲルマン時代における「豪族支配体制」を主張しなければならない。

ダンネンバウアーは、まずタキトウスのいわゆる「貴族」^{ノビレス}が、彼自身れつきとした貴族の一員であつたタキトウ

スにとつて、決して単に社会的声望といった漠とした意味をもつものではなく、誰が貴族に属し、誰がそれに属さないかを直ちに挙示しうる、きわめて明確な概念であつた、という。しかし、そのことが明らかになつたとしても、『ゲルマーニア』の「貴族」^{ノビレリス}に関する記述からは、多くのものがえられない。そこでダンネンバウアーは、タキトウスの他の著作から、彼の用語法においては、「ノビレリス」と「プリンキペイス」とが同一のものを指している、ということ⁽³⁾を明らかにする。「プリンキペイス」がいなければ「プレープス」は何ごとをもなしえない。したがつて、「プリンキペイス」は、明らかに、古典学説のいうような「人民官吏」ではない。

それならば、タキトウスのいう「ノビレリス」『プリンキペイス』とは何か、また、彼らの支配権は何にもとづいているのか。ダンネンバウアーは、まず『ゲルマーニア』第一三章の読み方を問題にする。たとえば田中・泉井訳によると、この箇所はつぎのように読まれている。「高貴な身分、或は祖先の偉功によつては、ほんの少年^{アドウレスタンクワリ}に対しても、長老^{プリンキペイス、ディグナティオ}の恩顧^{グナ}が与えられる」。したがつて、これにつづく箇所は、「従士」となつた「少年」に関するものと考えられている。それに対してダンネンバウアーは、これを「高貴な出自、あるいは、祖先の功績は、未だ年若き者にも貴族（として）の地位^{ステータス}を与える」と読む。したがつて、これにつづく箇所も、こうした「年若き者」が他の「貴族」たちの列に加わること、また、こうした「年若き」「貴族」の従士となるのは決して恥かしいことではない、ということ⁽⁴⁾を述べているものと解される。すなわち、ダンネンバウアーの読み方によれば、タキトウスの「プリンキペイス」とは、「従士^{ゾフノルゲ}」をもつ者である。したがつて、ゲルマン時代における豪族の支配権の根柢は、一つには、従士団という形で豪族がもつ実力に求められる。

ところで、タキトウスの第一五章によると、彼ら「従士」たちは、「戦争に出ない時、日々幾分は狩猟に、より多く

は睡眠と飲食とに耽りつつ、無為に日を過す」のであって、農耕はおこなわない。したがって、こうした従士を相当数抱えておくことができる者は、豊かな者だけである。当時における富といえはしかし、ほとんどもっぱら土地である。したがって、ゲルマンの従士制は、何らかの形における土地ならびにそれを耕作する農民に対する支配を前提する。ダンネンバウアーは、このように考えて、いわゆる「グルントヘルシャフト」の痕跡をかぞえ上げるのであるが、ここでは、『ゲルマーニア』の読み方のみを問題にする。タキトゥスはその第二五章において、ゲルマンの「奴隷」^{セルツィー}が、ローマの家内奴隷とは異なり、独立の所帯をもっていること、またこれらの奴隷に対し、「主人は宛も借地人^{コロニス}に對するごとく、一定量の穀物・あるいは家畜、或は織物を負担せしめ」ることを述べている。しかし、ローマのコロニスとは、あるグルントヘルの小作農^{バートウエルン}である。したがって、この第二五章のあとに、「農耕」に関する第二六章がつづくのは決して偶然ではない。「農耕」の記述がもつと早く、すなわち「第一五章」のあとに位置すべきである、という非難は、「すべてのゲルマン人が農民であつたにちがいない、という先入観から生ずるにすぎない。」すなわち、ダンネンバウアーによれば、ゲルマン人のもとにおいて「農耕」に従事していたのは、「奴隷」「不自由人」である、というのである。

ところで、以上のように、ゲフォルクスヘルたると同時にグルントヘルでもあつたゲルマンの「豪族」は、果して農家に住み、垣根ごしに戦つたのであろうか。ダンネンバウアーは、つぎにこうした問題を提出し、「ヘルシャフトの中心・礎石である」「城」^{フルク}をとり上げる。しかし、この点は、タキトゥスの読み方とは関係がないので、ここでは省略してもよいであらう。——大要以上が、ダンネンバウアーによる革命的な問題提起の論理構成を、タキトゥス『ゲルマーニア』の読み方に焦点をしばりながら要約したものである。

ダンネンバウアーはその過程において、第一三章から、タキトウスの「プリンキペース」とは「従士」をもつ「ヘル」のことである、という帰結をひき出したのち、とりわけワイツに見られる古典學說を批判して、つぎのように述べている(三頁)。

「ワイツがいたるところにおいて暗黙のうちにそこから出発した根本的見解——彼によってゲルマンの國家と名づけられているものが、はっきりした組織をもつ政治的な 団ゲマインツウェーゼン 体キルペ であり、自由・平和・秩序の國家である、という見解は、全く恣意的な考えである。政治的自由は、啓蒙思想家たちの考えたのとはちがひ、決して自然の状態ではなく、長期にわたり労苦にみちた文化事業の成果なのである。自然なもの、始源的事態は、実力の支配・強者の支配である。自由——たしかに古ゲルマーニアにおいてもそれは存在した。しかし、強者にとつてである。」

ここでダンネンバウアーが、「政治的自由」をもつ者と考えた「強者」とは、右におけるこの論文の要約に照して、まずもつて「豪族」であることにはまちがひない。しかしながら、彼がタキトウスにおける「従士」と「農民」の峻別に力点をおいて語っていることから考えても、ダンネンバウアーが「強者」の中に「豪族」とならんで「従士」をも含めて考えていた、と推定しても、まずまちがひはないであらう。ポーブル流にいうならば、「従士」たちもまた、「貴族的自由」をもつていたのである。しかし、ここでダンネンバウアーは、意識的に、近代的自由の基準をもつてゲルマン社会をはかつたのである。われわれは念のため、『ゲルマーニア』そのものに則して、タキトウスの自由人は従士である、という見解の妥当性を、検討してみなければならぬ。といつても、もともと問題の解決ではなく、その提出を課題とする本稿で可能なことは、もちろんその全面的な検討ではなく、たかだか、そのための若干の手がかりを提出することにすぎないが——。

(ii) まず『ゲルマーニア』の第六章。ここでは、ゲルマン人の武器ならびに兵制のことが述べられている。古典学説においてゲルマン時代の「フンデルトシャフト」の存在が信じられた際、その一つの根拠となった、「一郷ハイツについて百名宛」の精兵隊ゲンテニー「百」に関する記述は、この後段に現われる。そこでタキトゥスはつぎのように述べている。「楯を遺棄して来たことは、この上なき恥辱であり、かかる恥知らずには、……会議コンキリウム(民会)に列することは許されない」と。この記述が、戦争に参加する全兵士に関するものか、あるいは、「精兵隊ケンテニー」のみに関するものか、あるいは抑々、ここで「精兵隊」とよんだものが兵士のすべてなのか、そうしたことは一切不明である。⁽⁶⁾

つぎに「民会」に関する第一章。まず、ここから第一五章までは、きわめて緊密な内容的連関をもち、一気に敘述されていることに注意しなければならない。「小事には長老達ブリンキベスが、大事には邦民全体オムネウスがこれに掌わる。しかしその決定権が人民プレーブスにあるごとき問題も、予め長老達の手許で精査せられるという風にしてである。」「王あるいは長老が、各々、その年齢の多少、身分の高下、戦功の大小、弁舌の功拙に相応して、いずれも命令の力よりは、説得の権威を以て傾聴せられる。」「民会」の「貴族政的」構成が主張されるゆえんである。この「民会」に出席する「人民」が「自由人」であるとは書かれていない。しかし、「正に彼らの自由リベルタスより来るところの欠点として、彼らは決して一時に、また命令せられたごとくに集まること」がない、とあるから、タキトゥスがそう考えていた、ということは承認してよいであろう。「彼らは武装のまま着席する。」また「王あるいは長老」の発言が「意に適った場合、彼らはフルメアを打ちあわす」^(武器による賛成)。

つぎに「裁判」に関する第二章。「同じこの集会においては、また郷や村に法を行なう長老の選立も行なわれ、各々の長老には、それぞれ人民の中より選ばれた百人宛コミテリスの扈從者が………附随している。」これまた、古典学説におけ

る「フンデルトシャフト」論の一論拠となつた箇所であるが、これは、「コミテース」という表現からいつても、つぎの第一章以下における「従士制」の敘述への媒介的位置からいつても、疑問の余地なく「従士」のことを書いたものである。

こうして、タキトゥスは、「民会」から出発し、そこでの裁判を行なう「長老」の「選立」と、その「従士」を媒介にして、「従士制」の敘述に移っている。その内容をここに改めて紹介する必要はないであろうが、第一章の冒頭、「彼らは公事と私事とを問わず、何事も、必ず武装してでなければ行なわない。しかし武器を帯びることは、邦キョウグイターヌ家がその資格があると認めるまでは、一般に何人にも許されぬ習慣である」として、ゲルマン人のもとにおける「トガ」について語り、それにすぐつづけてこの章の主題たる「従士制」——ダンネンバウアーがその読み方を問題にしたところ——に移っていく、という、敘述の進め方は注目に値する。⁽⁹⁾

平時における従士の生活を述べた第一五章については既にふれたが、先に引用したすぐあとの所にはつぎのように書かれている。「家事、家庭、田畑、一切の世話を、その家の女、老人、その他すべての羸弱なものに打ち任せて、⁽¹⁰⁾自らはただ懶惰にのみ打ち暮す。」これを、第四章の「人あつて、もし彼らに地を耕し、年々の收穫を期待することを説くならば、これ却つて、敵を挑んで「いたで栄誉の」負傷を蒙ることを勧める程には容易ならざるを悟るであろう」という記述と併せよむならば、「従士」自身が農耕に従事しなかつたことは明らかであろう。しかし、第一章から、「従士」の家族が農耕に従事していた、と考えることは可能である。これより先、既にふれた「奴隸」に関する第二章にいたるまで、ゲルマンの「自由人」が農耕に従事したことを示す記述は何もないのである。第二章には、「主人は宛かも「我々が」コライヌス借地人に対するごとく、「これらの奴隸に対し」一定量の穀物、あるいは家畜、或は織物を

負担せしめ、……その他家の仕事は妻子たちがこれを執り行なう」とある。第二〇章では、奴隷の主人「自由人とされているから」この第二五章からは、奴隷の主人たる自由人は、その家族をも含めて、農耕に従事しないようにも読みとれる。これと、前記第一五章の記述のあいだには、さし当り一つの空隙が感じられるが、ここではその点には立ち入らない。

以上を要するに、タキトウスの「自由人」を「従士」と考えることは、『ゲルマーニア』の敘述に照して、かなり有力な見解である、といつてよいであろう。タキトウスの「自由人」がすべて「従士」である、ということをも、決定的な形で論証するのは困難と思われるが、少なくとも逆に、『ゲルマーニア』の中に、そう考えることの障壁になる記述は見出されないのではあるまいか。そうして、ゲルマン時代の国家を、それぞれ従士団を従える豪族たちの連合国家と考えることは、単にタキトウスの解釈として最も見込みのありそうな構想であるだけでなく、それによつて豪族支配体制と自由人がどのように調和するかという問題は、一挙に解決するであろう。豪族とその従士たる自由人が支配層を形成するのである。さらにそれは、次章以下においてとりあげる「軍隊王権」(第三章) ないし「メーロヴィンガーの軍制」(第五章) と最も適合的な構想でもある。少なくともそれ自体、慎重な考慮に値するものといつてよいであろう。

(二) 以上のように、タキトウスの自由人を「従士」と考えることが許されるとすれば、そのことは、本章第一節でふれた「自由人のみが武装能力をもつ」という原則とどのように関係するであろうか。

常識的には、それによつて、この原則をゲルマン起源のものであると考えることに、むしろ、新たなより確実な基礎が与えられた、ということになるであろう。しかし、われわれのように、タキトウスがローマ的基準をもつてゲル

マン人の社会をはかったのではないか、という疑問をもつ者にとつては、むしろそこから正反對の帰結をひき出すことも可能なのである。理由はきわめて簡単である。若し右の原則がローマのものであるとする。そうして、ゲルマン人の社会には、大小の豪族たちがそれぞれ従士団を従えて君臨していた。彼らのもとには隷屬的な農民層がいてその支配に服していた。この豪族たちとその従士団によつて、ゲルマン人の「民会」は構成されていた。こうした社会をタキトゥスが右の原則を基準にして見たとき、彼がほかならぬ「従士」たちを「自由人」と考えるであろうことは、あまりにも当然だからである。

しかし、それだけではない。「自由^{フレイ}」という言葉の最古の語義との関連において、さらに重大な帰結がひき出されるをえない。ボーズルによるならば、「へ自由^{ヒュー}」なのは、その最古の語義によれば、へ愛^{シユナム}に、「門に屬する者である。へ愛^{シユナム}とはしかし、大切にされ保護されている、ということをも意味する。」ボーズルはここから、へ自由^{シユナム}の概念が家の領域ないし「ジツペ」に屬す、という結論をひき出すのであるが、われわれは、先に述べた理由から、この結論には同調できない。しかし、ボーズルがここで述べている「自由」の最古の語義に関する見解——それはいうまでもなくオットーの見解を継承したものである——が正しいとするならば、「自由^{フレイ}」という概念がゲルマン人自身によつて自覚されたとき、それは「貴族的自由」の系列上ではなく、「保護された自由」の系列上にあつた、ということにならざるをえない。

現在のところ、私には、右の点に関するオットーやボーズルの見解を、その根柢にまで遡つて検討するだけの余裕も能力もない。しかし、抑々ゲルマン語の史料が残されるようになったこと自体、そう旧いことではないと思われる。大雑把に言えば、それは早くてもフランク時代になつてからのことである。ところが、フランク時代になつてから、

ということとは、既にフランク王権が何らかの形でローマの遺産を継承し、たとえ萌芽的な形においてはあれ、既に「国王の自由」の原理が創出されたのち、ということである。したがって、史料に現われる「自由」という言葉の最古の語義が「保護された自由」の系列上にある、ということが正しいとして、そうした語義によつて、フランク時代以前のゲルマン人の社会における「自由」の概念について遡及的推定をおこなおうとするためには、少なくとも、「国王の自由」という原則の存在しなかつたゲルマン時代において既に、「保護された自由」に当るものが存在していなければならぬであらう。

しかるに、われわれがタキトゥスの「自由人」の検討を通じて到達しえた結論によるならば、少なくともタキトゥスには、「保護された自由」の痕跡は見出しえない。逆に、タキトゥスから何らかの自由の概念を探りうるとすれば、それは「従士」の自由——ダンネンバウアーのいわゆる「強者の自由」、ポーズルのいわゆる「貴族的自由」であった。果して「保護された自由」は、自由の「最古の」語義という表現から印象づけられるほど古いものであるか。おそらくそうではあるまい。そうして、いうところの自由の最古の語義は、既に何らかの形で「国王の自由」という新しい原理の影響のもとにあるのではないか、と思われるが、その点には立ち入らない。ここで最も重要であると思われるのはつぎのことである。さし当りゲルマン語の史料に限つていうならば、ゲルマン人自身が自らの「自由」について自覚をもつていた、ということを示す最古の史料が、自由を「保護された自由」の系列上においてとらえており、タキトゥスの時代に事実存在していたと考えられる「貴族的自由」については、ゲルマン人自身がそれを「自由」として自覚していた、といういかなる証拠もないのである。若しタキトゥスの「自由人」が自らを「自由人」とよんでいたのなら、どうしてその痕跡が自由の最古の語義に残されていないのか。

繰返していうならば、私は、事実「自由人」とよばれていた者のみについて、その自由の根柢なり機能なりを問題にしていくべきである、と考えている。したがって、以上のような問題のたて方のどこかにあやまりがあつても、そのことによつてただちに、タキトウスの「自由人」はほんとうに「自由人」だったのか、という疑問がすべて氷解するわけではない。しかし、以上のような問題のたて方が可能である限り、私の疑問がますます補強されることはいうまでもない。タキトウスの「自由人」とは、タキトウスがゲルマン人の社会をはかるに當つて用いたところのローマ的基準を示すにすぎない、と考えれば、ことは一挙に落着くからである。もちろん、「国王の自由」が「貴族的自由」を完全に圧殺した、と考える余地が全くないことはない。しかし、そこに脱出口を求める者は、のちにとりあげる「完全自由人」の問題への通路を見失うであろうこと、すなわちそのばあい、「完全自由人」をもつて「原自由人」ないし「古自由人」と考える余地が失われるであろう、ということは、ここであらかじめ指摘しておきたい。

- (1) 平城・前掲論文・「学園評論」四。この論文は、Historisches Jahrbuch. の第六一卷（一九四一年）に掲載されるまで、二度までも雑誌への掲載を拒否された。すなわち、この論文は、はじめから「異端」の刻印をおびて登場したのである。併せて『論文集』の序文に述べられている、ダンネンパウアーの並々ならぬ自負をも御参照いただきたい。
- (2) ここでダンネンパウアーがおこなった中世の貴族的世界のスケッチ、ならびに、かかる問題提起の仕方とダンネンパウアーの基本的発想法については、直居・前掲論文・筑摩版『世界の歴史』第八巻、八十一一頁を参照。
- (3) これは、ワイツが古典的イメージを創り出す際にやったのと、ちょうど正反対の方法である。ワイツは「ノービレス」と「プリンキペス」を峻別し、後者を、Fursten（「人民官吏」）とすることによつて、ゲルマン時代における「貴族」の存在を小さく見積ろうとした。ここで、ワイツ説を詳しく検討しているいとまはないが、ダンネンパウアー説を理解しようとするとき、その対極にワイツをおいて考えることがきわめて重要である、と思われるので、とくに一言しておきたい。
- (4) 序にふれておくと、第一四章、田中・泉井訳によると、「もしおのれの生れた国が永き平和と無為とのために英気を失っている場合、

- 身分ある若者の大部分は自ら進んで、恰もその時にあって何らかの戦争を行なっている国を求めて出かける」という箇所「身シ分ブあるアル若ニ者ノ大タ部ブ分ブはシ自ジらラ進シんデ、恰シもシ其ノ時トにアッテ何ニカノ戦セ争ヲ行ハなスるニ行キて、一ニつクの典拠ヲ見シ出スるニあラうガ、タキトウス自身、「年若き」「貴族」の存在を前提しており、分ワけテあラう。若者」は、明らかに、「ゲフォルクスヘル」のことを言っている。したがって、ここにも、「プリンキペス」ノ「ビレウス」という点についての一つの典拠を見出せるであらうが、タキトウス自身、「年若き」「貴族」の存在を前提しており、しかも決して稀らしくないものとして前提している(複数形!!)、ということの論拠にもなるであろう。
- (5) その意味は、すぐ前の文章で述べた通りである。この点につき、前掲拙稿・本誌前号、八一・二頁を参照。
- (6) ポーズルは、一面において、こうした読み方に同調したわけである。本章・第二節、註(2)参照。
- (7) 第一章・第一節、註(5)で引用したポーズルの敘述と照合していただきたい。前註(6)に指摘したポーズルの理解は、まさにこの敘述(ダンネンバウアー論文の要約)に附された註の中に現われているのである。
- (8) ダンネンバウアーは、この「ケンテニー」を「従士団」と考える見解に組んでいた、と思われる節がない(『フンデルトシャフト』一八五・六頁註(2))。この点には、第四回総合研究会において、世良教授から御指摘をいただいた通り、かなり厄介な問題が伏在している。
- (9) なお第二〇章における子供の育て方に関する記述をも参照。ここでは、主ドミニ人イニゲス(自由人)と奴隷の子供がわけへだてなく育てられているが、「勇敢さ」が自由人たることを承認せしめる根拠としてあげられている。
- (10) この原文は「delegata domus et penatium et agrorum cura feminis senibusque et infrimissimo cuique ex familia」である。
- (11) 前註(8)参照。
- (12) なお、タキトウスの「自由人」がすべて「従士」である、といえないとしても、それが「農民」ではなく、「戦士」であることは、以上によって明らかであろう。そうして、以下の私の立論は、タキトウスの「自由人」が「豪族」の「従士」でなく、自主独立の「戦士」であるばあにも、同じように成立することを、あらかじめお断わりしておきたい。
- (13) 以下につき、前掲拙稿・本誌前号、九二頁・九六頁以下を参照。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XII No. 2

SUMMARY OF ARTICLES

ADELSHERRSCHAFT UND KÖNIGSFREIHEIT IM FRÜHMITTELALTER (I) (S. 1-S. 46)

Takeshi ISHIKAWA

a. o. Professor (Rechtsgeschichte)
Rechtswissenschaftliche Fakultät
der Universität Hokkaido

Vom letzten Frühjahr an haben wir eine Mitarbeit an den „Grundproblemen der frühmittelalterlichen Recht- und Verfassungsgeschichte Europas“ in Angriff genommen. M. KUBO präsidiert diese Mitarbeit und die Teilnehmer daran sind H. HANAWA, Sy. HIRAKI, Y. HORIGOME, T. ISHIKAWA, S. KIMURA, T. KITAMURA, Sh. MASUDA, J. NAOI, K. SERA, M. TANAKA, K. YAMADA und M. YOSHIDA.

Die neueren deutschen Forschungen haben in den wesentlichen Punkten das klassische Lehrgebäude über die frühmittelalterlichen Recht- und Verfassungsgeschichte zerstört. Das gab Anlaß zu unserer Mitarbeit. Im letzten Jahre haben wir uns dreimal zusammengefunden und über mehrere Sachen diskutiert. Dazwischen gelang es uns, einige Probleme klar zu machen, andererseits aber ist es uns in die Augen gefallen, daß selbst wir, Teilnehmer dieser Mitarbeit, verschiedener, sogar entgegengesetzter Meinung über die neueren deutschen Forschungen sind. Also hielten wir es für nötig, daß einer von uns die wesentlichen Ergebnisse der neueren deutschen Forschungen und die Probleme, die dort zu erklären übrig sind, zusammenfaßt und auf Grund dieser Zusammenfassung die eigenen Aufgaben unserer Mitarbeit gründlich durchschaut. Diese Abhandlung ist eigentlich dafür vorbereitet und vorgetragen worden.

Anfang Septembers haben wir am Shikotsu-see bei Sapporo eine Tagung gehalten, absichtlich dem Muster von der Reichenauer Tagung folgend. Wir hatten als gemeinsame Texte zu der dortigen Diskussion die folgenden ausgewählt: K. BOSL, Staat, Gesellschaft,

Wirtschaft im deutschen Mittelalter (in : Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte, 8. Aufl.); Th. MAYER, Der Wandel unseres Bildes vom Mittelalter (in : Blätter für deutsche Landesgeschichte, 94. Jg.). Beim jetzigen Stande der Forschung ist das klassische Lehrgebäude zerstört worden, ohne bislang ein neues an seine Stelle zu setzen. Wir haben uns in den obengenannten Texten die Anhaltspunkte für das neue Gesamtbild zu suchen bestrebt. Sonst habe ich auf den Unterschied der Ansichten unter den Forschern, die den neueren Standpunkt vertreten, besonders zwischen Th. MAYER und H. DANNENBAUER, aufmerksam gemacht. Auf diese Weise gelang es mir, hoffentlich, unsere eigenen Aufgaben an der neueren deutschen Forschungen genauer zu orientieren.

Wir möchten nochmal im nächsten Frühjahr eine Tagung halten, nachdem jeder von uns getrennt das einzelne Thema weitergeforscht hat. Ich habe einen Plan, die Hauptergebnisse dieser Mitarbeit nach ihrem Abschluß in der deutschen Fassung zu veröffentlichen. Dabei würde der Inhalt dieser Abhandlung mit einbezogen werden. Also möchte ich hier nur das folgende Inhaltsverzeichnis voranschicken.

Zum Schluß würde ich wegen des Herrn Prof. H. DANNENBAUERS plötzigen Todesfalles mein herzlichstes Beileid bezeigen und diese kleine Abhandlung ihm widmen.

I. Prolog—Ein Überblick.

1. Die verfassungsgeschichtliche Stellung der Königsfreien.
 - i) Das Nichtdasein der „Gemeinfreien“ in der germanischen Zeit.
 - ii) Die „Gemeinfreien“ (Königsfreien) in der fränkischen Zeit.
2. Die Bedeutung der neueren Auffassungen in der Geschichte der Lehren über die mittelalterliche Rechts- und Verfassungsgeschichte.
 - i) Die Stellung des „Gemeinfreien“-Begriffs in der klassischen Lehrgebäude.
 - ii) Die verfassungsgeschichtliche Stellung der Königsfreien und die Tragweite der neueren Auffassungen in der Geschichte der Lehren.

II. Die Adelherrschaft in der germanischen Zeit und die „Freien“

bei Tacitus.

1. Eine Problemstellung—Gab es wirklich die Freien in der germanischen Zeit? und was ist das Rechtsgrund ihrer Freiheit?
 - i) Ist nicht die Freiheit bei Tacitus nur die Projektion der römischen Ständeauffassung?
 - ii) Ist das Grundsatz daß der freie Mann waffenfähig sei wirklich germanisch oder ist das römisch?
2. Der Rechtsgrund der Freiheit bei den taciteischen Freien.
 - i) Das Nichtdasein der germanischen „Hundertschaft“ und „Markgenossenschaft“.
 - ii) Das Nichtdasein der germanischen „Sippe“.
 - iii) Der „Adelbauer“-begriff bei BOSL und sein Widerspruch.
3. Das soziale Daseinsform der taciteischen Freien.
 - i) Sind sie wirklich „Bauern“?
 - ii) Sind sie nicht vielmehr „Gefolge“?
 - iii) Das Zusammenhang mit dem obengenannten Grundsatz.

(Fortsetzung auf dem nächsten Heft)